

**町会活性化に向けた基本的な方向性（原案）に対する  
パブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について**

案 件 名	町会活性化に向けた基本的な方向性(原案)
募集期間	令和3年(2021年) 2月17日(水)～3月18日(木)
担 当 課	市民部市民・男女共同参画課
意見提出者数	法人等1団体(2件)／個人1名(3件)

○町会活性化に向けた基本的な方向性（原案）に対する意見の概要と市の考え方

※「意見の概要」については、原文を要約して載せています。

意見の概要		市の考え方
1	町会活性化への方向性にある(1)自発的な参加の意識づくりの取組事項①町会への理解促進について、町会は、紙媒体に加え「ホームページやSNSの活用による情報発信」や(4)透明性・信頼性の確保の取組事項②にある「ICT化の促進」とあるが、市は、具体的に町会に対し、どのような対応を考えているのか。	I C T 化の促進については、町会活性化の取り組みを支援するモデル事業の実施などのほか、町会連合会や町会のご意見も参考にしながら、効果的な支援策について検討してまいりたいと考えております。
2	町会活性化への方向性にある(2)町会活動への参加機会の拡充の取組事項④企業や団体等との連携について「地域内外の企業やN P O 法人との連携」とあるが、町会役員は地域の法人とどうきっかけづくりをすればいいのか具体的に聞きたい。	企業や団体等の町会活動への参加や連携した取り組みについては、町会活性化の取り組みを支援するモデル事業の実施や情報提供のほか、町会連合会や町会のご意見も参考にしながら、より効果的な手法についても検討してまいりたいと考えております。
3	加入促進方法の工夫について、町会が住民にあてにされる存在であるためには、住民の大部分が会員でなければならない。現在の加入率52.7%では存在感も発信力もないで、少なくとも各町会は毎年加入促進期間を設け、未加入世帯を訪問すべきである。 また、加入案内チラシや避難マップ、以前町会連合会が作成した町会加入促進ハンドブックを用いた加入促進のほか、先進事例をもとに具体的に取り組んでみてはどうか。	加入促進の取り組み例として示している、町会活動の情報発信の強化や加入取次の臨時窓口開設については新年度から取り組むこととしており、引き続き、町会連合会と連携しながら加入促進の取り組みを進めてまいりたいと考えております。 今後、施策を検討するうえで、いただいたご意見も参考にしてまいりたいと考えております。

4	<p>町会運営費の見える化について、町会の不正経理などの不祥事があったが、市などによる交付金・補助金についてのチェックは甘すぎる。</p> <p>町会交付金は区域住民全体を対象に交付されるため、同じ町に複数の町会がある場合は、根拠となる会員数の把握等についてみんなに分かるようにするべきである。</p>	<p>円滑な経理事務に資するため、補助事業の理解促進や適正な実施の参考となる補助金のマニュアルや円滑な町会運営を促進するための「町会運営標準マニュアル」の作成を予定しております。</p> <p>また、会員数につきましては、いただいたご意見を参考に、より実態に即した把握ができるよう、町会連合会と連携しながら、検討してまいりたいと考えております。</p>
5	<p>地域包括支援センターとの連携について、単身高齢世帯や老々介護が増える中で地域包括支援センターとの連携は大切である。地域ケア会議は何度も開かれているが、具体的にどのように結果を出しているのか不明である。</p> <p>特に、在宅福祉委員会と町会、民生委員と町会、さらには、市、社協、民事連、包括との位置づけについて、指導と予算の両面から町会の主体性が發揮できるようにしてほしい。</p>	<p>在宅福祉委員会をはじめとする福祉団体や民生委員などとの位置づけや関係性につきましては、関係部局とも協議してまいりたいと考えております。</p> <p>また、いただいたご意見につきましては、参考にさせていただきたいと考えております。</p>
意見等を考慮した結果の修正案		意見による修正はありません。
結果の配付場所		市民部市民・男女共同参画課（市役所本庁舎4階）
お問い合わせ先		市民部市民・男女共同参画課 TEL:0138-21-3139 FAX:0138-21-3195 E-MAIL:shimin-sekatsu@city.hakodate.hokkaido.jp